

イギリス自由貿易思想の展開、一八二〇——一八四六年

東 田 雅 博

はじめに

一八四六年の穀物法撤廃を画期とする自由貿易政策史に関しては多くの研究がみられるが、その政策実現に至る思想史的状況に関する研究となるとほとんど見当たらないのが現状である。しかも経済学的研究においては、スミス、リカードらの古典派経済学の自由貿易理論と自由貿易政策とがほぼ整合的に展開したものと考えられているようであるが、我々の歴史研究の立場では、このような理解は受入れ難い。というのも、コブデン、反穀物法同盟による自由貿易運動は、むしろ古典派経済学の自由貿易理論に逆らいつつ展開されたのであり、従つてその運動を推進せしめた自由貿易論は古典派経済学のそれとは似て非なるものであつたことがすでに知られてゐるからである。⁽¹⁾ 自由貿易が最大の国民的課題となつていた一八二〇—四〇年代における自由貿易に関する思想史的状況は、古典派経済学の自由貿易理論の展開を跡付けることによつてではなく、むしろコブデンの通俗的自由貿易論のあり方とその現実世界への影響を分析することによってのみ明らかにされる、と筆者は考えて

いる。しかし、その思想史的状況を明らかにすることは、十九世紀半ば以後、自由貿易がいわば一種の経済風土と化してゆく過程、つまり「ブリテンの生まれながらの経済政策」⁽²⁾となつてゆく過程を明らかにすることに他ならず、コブデン自由貿易論の展開を跡付けるだけでは全く不十分である。少くとも、自由貿易政策の推進主体たるビジネスマン、政策主体たる地主階級らの自由貿易についてのアイデア、更にそれを推進する動機をも含めたイギリス自由貿易思想の展開という問題設定が必要である。かかる問題設定の中でこそ、我々が対象とする思想史的状況の中でのコブデン自由貿易論の位置を確定しうるのである。

研究史的には、先に述べた通り、この種の研究には空白の部分が多く、近年、コブデン自由貿易論の研究に進展が見られることと、マンチエスター学派を研究したグラント W.D. Gramp の著作があることが目につく程度である。そのコブデン自由貿易論の研究は、従来の通説が無視・軽視してきた三〇年代のコブデンの主張を正しく評価したことによって、通説構築の主要なソースとなつてきた四〇年代のコブデンの主張と二〇年代の彼の主張とに論調の相違を確定しうるのである。

註(1) 例えば M. Blaug (*Ricardian Economics: A Historical Study*, New Haven, 1958, p. 209) は言ふ、「一八四六年に穀物法撤廃に勝利したキャンペーンは、リカードの著作の精神と字句にしばしば直接反する議論に基づいていた。…貨銀に依存する利潤、小麦価格に依存する貨銀という根本的な理論的枠組が反穀物法運動のアキレス腱となつていた」。(3) また、W.D. Gramp (*The Manchester School of Economics*, Stanford, 1960, pp. 16, 35) は、「経済学者自身も、そのドクトリンも、穀物法撤廃キャンペーンに何らの永続的関係も持たなかつた」「撤廃キャンペーンの教訓的な側面は、そのキャンペーンが目的とした経済政策の大変化は大部分の経済学者の反対に抗して遂行されたという事実である」と述べている。

(2) N. McCord, *Free Trade, Theory and Practice from Adam Smith to Keynes*, Newton Abbot, 1970, p. 11.

(3) 通説としては J. Morley, *The Life of R. Cobden*, London, 1905. 邦語文献では、北野大吉『英國自由貿易運動史』一九四三年がある。新しい研究としては B. Semmel, *The Rise of Free Trade Imperialism*, Cambridge, 1970. 邦語では、中村洋子「コブデンの自由貿易論について」『西洋史学』一〇八号、一九七七年がある。おまけに、これらの新しい研究でも、三〇年代と四〇年代との論調の相違の把握そのものが不十分である。

(4) 端的に言つて、彼の研究は歴史研究としては致命的欠陥を持つものと言わねばならない（彼自身、この研究は、経済学者としてのものであることを断つてゐる。W. D. Grampp, *op. cit.*, p. viii^o）。

一、機械輸出問題

本章は、機械輸出問題⁽¹⁾を分析することにより、イギリス自由貿易運動の展開において産業資本内部に激しい利害の対立があつたことを——従つて、その対立の中から彼らの自由貿易思想が生まれたことを——明らかにし、更にビジネスマンの自由貿易思想の本質をその対立の中に見出すことを課題とする。

機械輸出問題は、一八二四年二月に「職人と機械に関する特別委員会」が議会に設置されたことに始まる。委員会での証言により当該期における自由貿易に関する利害状況を見ておこう。そこで「自由貿易論者は、主として南米向鉱山・土木用機械を生産していたondonの機械メーカーであった。彼らは機械輸出禁止法に強く反対し、機械の自由輸出を求めた。その論拠は、現行法は全く実効がないこと、今日の諸外国機械工業の発展はイギリスでは自由輸出が禁止されているためであること、自由輸出が認められれば彼らは世界中に機械を供給しうること、などであった。これに対し、主として織維用機械を生産していたマンチエスターの機械メーカーは、当該期にはなお綿業資本に従属的立場にあり、綿業資本家と共同で調査をとり、機械の自由輸出に反対した。「現行機械輸出禁止法の撤廃に

の原因と断定し、更に、穀物法は、第一に農産物価格に大幅な変動をもたらし、耕作者に大損失を与え、第二に労賃コストを上昇させるとともに、貿易相手国の購買力を減じその工業化を早めさせつゝあることから商工業にも損失を与えているとの理由をもつて、穀物法を攻撃している。⁽²⁾ところが、決議は、その後半部分において、「我々は最大限に自由貿易の原理を認める」がしかし、にもかかわらず機械の自由輸出は外国に製品の廉売を可能にすることになるので反対するとも言うのである。⁽³⁾

この前半部分のみに注目し、それをもつてレッドフォード A. Redford は「現行穀物法への製造業者の反対についての全面的開陳」であるとし、吉岡氏は「地主と産業資本の対立、不況克服策ならびに国際競争力強化策としての穀物法改正が商業会議所によつて認識され、リカードの理論と政策が綿業資本家の実践のうちに定着した」ものであると主張している。これは前半部分のみの評価として一応は認しうるとしても、我々としては、当該決議の前・後半両部のものも意味内容を総合的に考えた上で、更に評価を下さねばならない。後々にまで続く彼ら綿工業資本家の禁輸法への未練がましい態度を考えるならば、ここに示された矛盾は、結論的に言えば、彼らの自由貿易に対する理論的認識がなお徹底していなかつたことを示すものとは考えられず、むしろ理論的一貫性よりも常に自らの経済的利害の貫徹を最優先するという彼らの基本的立場を露呈したものとみるべきであろう。であるが故に、このような自由貿易と保護政策との御都合主義的併用に彼ら自らは何らの矛盾を感じ

なかつたものと考えられる。ここにビジネスマンの自由貿易思想の本質があると言えよう。とするならば、「リカードの理論と政策」の「定着」に疑問が生じるのであるが、この問題は行論の中でいずれ明らかにされよう。

さて、この決議は会議所のものではあつたが、この時までにはマンチエスター内の産業資本家間の対立はもはや明白であった。マンチエスターの機械メーカーも、ロンドンの機械メーカーのように機械の自由輸出を要求するに至つてゐたのである。彼らは、この年の五月に、すでに禁輸法は「自由貿易の原理と矛盾する」とする内容の請願を議会に提出していたが、更には十二月六日にも禁輸法の撤廃を求める請願を提出した。それを基に禁輸法撤廃議が提案され、議会で論争が起つた。以下簡単にこの日の議論を紹介しよう。請願提出者ヒューム J. Hume によれば、請願者らの目的は現在彼ら機械メーカーが直面している困難を打開するために、彼らのみに輸出を禁止し、最上の利益をもたらす市場から彼らを排除している現行法の撤廃を求めるにあつたが、この日ヒュームに賛成したのはペーネル Sir H. Parnell とウォーバートン H. Warbarton のみであった。ペーネルは、どの種類の機械を輸出しても、どの業界も損失を被ることはなく、「機械の使用は外国をして彼らの富を増大することを可能ならしめ、結局はその増大分から相応の利益を我々が得ることになる」と主張し、更に機械メーカーが、輸出を許されている他の業界の犠牲にされるべきではないと強調した。ウォーバートンは「最初に穀物の自由貿易を請願したマンチエスターの人

間してランカシャーの商業界 commercial bodies の一般的感情はどうか」との委員の間に對し、綿業資本家アショートン T. Ashton は言う、「製造業者と機械メーカーとは同一の感情を抱いています」⁽⁵⁾。と、彼らの機械輸出反対の主要論拠は、機械への国内需要が多く、海外需要に応える余裕がないこと、その海外需要は外国機械工業を発展させるために利用されるだけなので短命であること、機械輸出は外国にイギリス工業と競争しうる手段を提供することになると、にあつた。⁽⁶⁾

かの「ロンドン商人の請願」が議会に提出された一八二〇年に、やはり自由貿易を求める請願を提出していたマンチエスターの商業界にとって、委員会での代表の証言は、自由貿易論者としては明らかに首尾一貫しないものであった。綿業資本家は、これ以後もかかる矛盾を何ら自覚することなく一層深めてゆき、他方機械メーカーは次第に自立し、彼らとは対立する立場に立つことになる。一八二五年三月、マンチエスター商業会議所（以下、会議所と略記）は、各都市に発送した『回状 circular letter』において、「商業上の霸権をめぐる外国との競争」において機械による相対的優位は是非とも維持されねばならないことを強調し、しかもかかる優位は穀物法が労働コスト、製品コストを高めているという不利な立場を相殺するものであるという理由からも維持されねばならないと主張した。⁽⁸⁾更に、一八二六年十一月の会議所の決議は、この段階での彼らの立場を、そしてビジネスマンの自由貿易思想の本質を端的に示すものであった。その決議は、穀物法を当該期の経済不況の深刻化、長期化

々⁽¹⁷⁾が機械の輸出に反対していることに驚きを表明している。⁽¹⁸⁾しかし、他の発言者はすべてヒュームの提案に反対であった。ハスキソン W. Huskisson は、禁輸法の何らかの改革が必要であることを認めながらも、現下の不況の中でそれを実行することは得策ではないとしている。⁽¹⁹⁾リトルトン E. Littleton は「大工業州「スタッフオードシャー」の代表」として「無差別的輸出に反対する健全かつ実際的議論を含むマンチエスター商業会議所からの請願書」を提出した。⁽²⁰⁾トレンズ Colonel Torrens は「自由貿易の原理はもう一つの原理——つまり、各國が享受している独占的優位の利益を自国のみに専有しておくという政策——により常に限定されねばならない」とし、従つて安価で優秀な工業製品を生産しうる我々の秀れた機械を外国に渡すわけにはいかないと主張した。⁽²¹⁾そして、ピール Sir R. Peel に対して、かかるトレンズの主張に賛意を表明したことは十分注目するに値するものと言えよう。⁽²²⁾かくて、結局この動議は棚上げとなつたのである。

要するに、マンチエスター綿業資本家の明らかに矛盾した立場が、国政上のレベルにおいて明確に認識されておりながらも、そのまま承認されたわけだが、注目すべきは、機械輸出賛成論者と反対論者が、ともにイギリスの産業的優位を維持する必要性については共通した認識に立つており、両者の相違はただその維持の方法をめぐつてのみであつた点である。賛成論者は、ヒュームの言う如く、イギリスは鉱物資源、資本等での優位が大きいので、機械を自由貿易にしても「外國が製造業で我々と競争できるようになる」という恐

れは全くない」と考へ、反対論者は、トレンズのように、完全な自由貿易ではイギリスの優位を維持しえないのでないかと恐れたにすぎなかつたのである。

会議所は上述のような矛盾した立場の上で開き直り、機械輸出反対活動を強化した。一八二七年三月の会議所の請願書は、綿工業の国民经济に占る重要性（一八二五—二六年の全輸出額、四、七〇〇—四、八〇〇万ポンド中、二、九〇〇—三、〇〇〇万ポンド）と、機械輸出によるその貿易へのダメージの恐れを指摘し、「現在ほとんど存在しているとは言えないような、またかかる貿易総額にまで達することは決してありえないような貿易を新たに開始もしくは育成するために、かかる広大な広がりと、巨大な重要性をもつ貿易を失う、あるいは制限するほんのわずかな可能性をさえ引起するとの全くの不得策」を強調した。⁽²³⁾

しかし、マンチエスター綿業資本家の機械輸出反対論に新たな展開はもはや見られず、また、反対運動もこれ以後選挙法改正をめぐる政治危機により小休止を余儀なくされた。そして、一八三三年以後、反対運動が再開されたものの、会議所はその運動に統一的行動をとることが不可能となり、やがてこの問題に次第に関心を示さなくなつた。結局、機械輸出問題は次に述べる如く機械工業の急速な発展と自由貿易運動の高揚を背景に四〇年代前半に決着をみる」ととなつたのである。

一八四一年二月、マンチエスター選出議員フィリップス M. Phillips がマンチエスターとサルフォードの機械メーカーからの「機械

の自由輸出を求める」請願書を下院に取扱い、現行法の機能を調査する特別委員会の設立を求めて動議を提出した。その動議は一人の反対があつただけで可決された。⁽²⁴⁾しかも、唯一の反対者、アシントン（ランカンシャー）選出のヒンドレイ C. Hindley も、「今、自由・無制限の機械輸出が認められるならば、外國にいくつかの重要な工業部門の鍵を与えることになる」ことを恐れ当動議に反対したが、彼自らも自由貿易の支持者であり穀物法の撤廃を前提として、すべての規制を除去することに反対しないと述べていた。ここに至り、綿工業利害の代弁者も、綿工業の矛盾した立場を全面的には擁護しえず、穀物法撤廃を条件に、禁輸法撤廃に同意せざるを得なくなつていたのである。

フィリップスを委員長とする「現行法の機械輸出に及ぼす作用を調査するため任命された特別委員会」が発足したが、会議所は組織としては代表を送らず、この問題への無関心を示した。この問題は、綿業資本家および機械メーカーとの両者に深く関わるものであるため、会議所としては、それぞれにその行動を任しておくるのが賢明と判断したわけである。委員会における証言では、綿業資本家間に意見の分裂がみられたが、機械輸出に反対する人々も穀物法が撤廃されることを条件として機械の自由輸出を認める用意があるとの見解を表明した。⁽²⁵⁾他方、機械メーカーは、もちろん全員一致で自由輸出を要求した。例えば、ウイザーズ G. Withers は、現行の政策を変更せねばならない理由を次のように述べている。「外國の機械製造業は急速に完成に向い前進している。彼らは、我々にそら後れを

取つてゐるわけではないので、我々が何らかの対策を打出さなければ我々を追い抜いてしまうのではないかと、私は恐れています。……首位の座を維持せんとすれば、我々は外國での機械製造業の前進を停止させるためにあらゆる手段を講じなければならないのです」と。もちろん、その対策が機械の自由輸出だと言うのである。では、その結果はどうか。ウイザーズは言う、「我々は、いずれ「外國からの」大量の需要を獲得するであろうが、直ちに」というわけではありません。まず、スペイン、イタリア、ロシア、ドイツの一部から需要を得るであります。その後に、ベルギー、フランスの機械製造業を停止させるのに大いに成功し、我々が彼らに機械を供給するようになることを期待しております」と。しかし、彼が自由貿易を唱えたのは、機械輸出の禁止が却つて外國を我々よりも「優秀な機械メーカー」にし、むしろイギリスの自由貿易化がそうなるのを阻止しうるからにすぎず、彼が、「我々の機械を門外不出にすることで外國工業の前進を遅らせられるのなら、私がそうするように主張するまことに最初の人物」となると証言している点に注目すべきである。(26)つまり、機械工業の自由貿易思想に関しても綿工業の場合と同様なことが言えるのである。

その委員会は機械輸出解禁を勧告するリポートを作成したが、ウイッグ政府の崩壊により、禁輸法撤廃は、ほぼ機械メーカーのそれと軌を一にする論拠をもって、トーリーの手で一八四三年に後れさせながら実現されることになった。⁽²⁷⁾

(註) (一) 機械輸出問題といギリス産業資本の確立との関連について
ば、吉岡昭彦著『イギリス資本主義の確立』一九六八年、

一九五一—一九二〇年、参照。

(二) A. E. Musson ("The Manchester School and Exportation of Machinery", *Business History*, XIV, 1972) が、かねて

事実の重要性を強調して述べる。

(三) *Reports from the Select Committee on Artizans and Machinery*, V, 1824, B. P. P. pp. 5-10. (Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Industrial Relations I, 1972 云々本史料は、特に断つたまゝかねてやくドリのハマーKとある。云後明記しなど) J. Martineau の証言による参照。

(4) T. C. Herves の証言による参照。Ibid., p. 345.

(5) Ibid., p. 303.

(6) T. C. Herves (機械メーカー) による証言による参照。Ibid., p. 250-259, 299-308, 340-350.

たゞ、却て(前掲書、四六頁)は、綿業資本家を七経営類型に分けておられる。今へと、紡績専業資本家と織布専業資本家とでは、その自由貿易思想が異なることはあらうが、本稿ではむしろあやや、綿業資本家全体としての自由貿易思想を考察する。

(7) Hansard's Parliamentary Debates (以下 Hansard), New

(8) Ibid., 297.

(9) Ibid., 293.

(10) Ibid., 293-94.

(11) Redford, op. cit., p. 136.

(12) 前掲書、一八〇〇頁。

(13) Hansard, N.S. XV, 908-10.

(14) Hansard, N.S. XVI, 191-92.

(15) 機械禁輸といへりか、やぐての機械の輸出を禁止したのではなく、特に問題ではないたのは織維用機械であつた。

(16) Hansard, N.S. XVI, 297.

(17) Ibid., 297.

(18) Ibid., 293.

(19) Ibid., 294-95.

(20) Ibid., 297-98.

(21) Ibid., 292.

(22) Musson, op. cit., p. 37.

(23) Ibid., 294-95.

(24) Ibid., pp. 39-40.

(25) Hansard, 3rd Series, LVI, 670-92.

(26) Ibid., 690-91.

(27) Musson, op. cit., p. 45.

Series, I, 478.

(8) Musson, op. cit., p. 30.

(9) A. Redford, *Manchester Merchants and Foreign Trade*, 1794-1858, Manchester, reprint 1973, p. 136.

(10) Musson, op. cit., p. 34.

(11) Redford, op. cit., p. 136.

(12) 前掲書、一八〇〇頁。

(13) Hansard, N.S. XV, 908-10.

(14) Hansard, N.S. XVI, 191-92.

(15) 機械禁輸といへりか、やぐての機械の輸出を禁止したのではなく、特に問題ではないたのは織維用機械であつた。

(16) Hansard, N.S. XVI, 297.

(17) Ibid., 297.

(18) Ibid., 293.

(19) Ibid., 294-95.

(20) Ibid., 297-98.

(21) Ibid., 292.

(22) Musson, op. cit., p. 37.

(23) Ibid., 294-95.

(24) Ibid., pp. 39-40.

(25) Hansard, 3rd Series, LVI, 670-92.

(26) Ibid., 690-91.

(27) Musson, op. cit., p. 45.

II. ローバル・ハンドル・アンド・カンパニーの自由貿易思想

(1) ローバルの登場ヒュンカーハンマー商業会議所の急進化

前章で、我々は徹徹尾経済的利害を最優先せんじようシネスマンの立場から、その内部の利害対立を経て、自由貿易が当該期における彼らの最適の政策として認識されてくる過程を見てきた。次にそのよみがえりの自由貿易思想に対するローバル自由貿易論の理論的・イデオロギー的影響について検討しなければならないだが、それに先立つ、ローバルの三〇年代における自由貿易論ヒュンカーハンマー、アイルラン、アメリカに見ることかで、ローバルを仕掛人とする会議所の急進化について見ておかねばならない。

III. ローバル・ハンドル・アンド・カンパニーの自由貿易論

ローバルの「ハンドル・アンド・カンパニー」には、「一八一五年穀物法」がイギリスの工業占領の野望を打碎いたという嘆きと、他方で穀物法を撤廃して安価な海外の穀物を輸入するならば、労賃コストは下り、国際競争力が強化され、イギリスの産業的優位がなお維持しうるかもしない」という熱い期待が述べられてる。これに見られる元來イギリスのみが工業国に相応しいのだという発想とイギリスの産業的優位維持のためのリカ

一¹的議論に注目すべきである。少くとも、ここで彼の目的は平和主義などではなく、イギリスの産業的優位の維持という経済目的にあった。⁽²⁾

さて、かかる自由貿易論をもつてコブデンが反穀物法運動に乗出し、徹底的に穀物法撤廃に攻撃目標を絞って運動を展開することにより、三〇年代以降自由貿易運動を反穀物法運動として高揚せしめ、そこにすべての産業的利害を結集させていった。⁽³⁾かかる潮流の中で、「マンチエスター商業会議所を穀物法撤廃のアジテーションのために利用する」という意図をもっていたコブデンらの活躍により、会議所も急進化していくのだが、その舞台となつたのは、一八三八年十二月に開催された会議所の特別総会であった。以下、その経緯を見ていく。この時までの会議所内の穀物法に対する見解は、モドレークトな定額関税への改革、スライディング・スケールの修正、および即時・完全撤廃と三様に分れていたが、ここで即時・完全撤廃を志向する見解が強く打出されることになる。事態は、十三日に会議所会頭ウッド G. W. Wood の提出した請願書草稿をめぐって急展開した。草稿には、穀物法の撤廃・改正等についての明確な要求がみられず、具体策については政府に任すというきわめて穩健な内容のものだったので、即時・完全撤廃の方向で会議所内の見解を統一せんとしていたコブデンらが激しくこの草稿に対して批判を浴びせた。⁽⁴⁾そして、結局、以下に示すコブデンらが起草した請願書が二〇日の総会でほぼ全員一致で承認されたのである。同請願書は、まずイギリス綿工業の国民経済に占る圧倒的重要性を強調し、他方

し、自由貿易運動の拠点としてのマンチエスターの地位を確固たるものにした出来事として評価することができよう。

(二) 一八四〇年代の自由貿易思想

前述の如き三〇年代における事態の推移は、自由貿易思想の展開としては、「リカードの理論と政策」の枠内の中のものであつたと言える。しかし、その枠内に止る限り自由貿易運動の進展は困難であった。かくて、四〇年代に至るや、イギリス自由貿易思想は急展開する。具体的には、「定着」したはずの「リカードの理論と政策」がイギリスの自由貿易思想の中から排除されてゆくのである。

そのイニシエーブルを取つたのはやはりコブデンであった。ということは、コブデン自由貿易論が三〇年代のそれから変化したということである。では、どう変化したのか。まず第一に、通説が平和主義をコブデンの主目的と看做すほどに平和主義等の「道徳」的側面が強調される。例えば、北野氏は、コブデン自由貿易論の特筆すべき「特異性」として「彼は自由貿易を以つて単なる経済問題と考へる以上に、一層高遠なる道徳問題と心得ていた」点を挙げ、「結局、コブデンは他の『同盟』の人達とはその傾向を甚しく異にしていたものと思われる。世界を自由貿易の恩澤によって統一化し、そこに戦争の存在せざる平和時代を現出せんと希望していたのである」と結論している。⁽⁵⁾また、グランブルが、コブデンの主目的は世界平和の達成にあると考えていたことはすでに述べた通りである。⁽⁶⁾第二に、理論的には、リカード的議論が欠落する。この点には二つの側面がある。一つは、リカード的貨銀論の否定である。コブデンは、一

で今日大陸で工業化が急速に進み、大陸への輸出貿易が減少するという国内綿工業の繁栄を脅す事態が生じていると警告した上で、「これらの憂うべき事態は、我々の愚かで正義に反する立法により引起された」と穀物法を非難する。穀物法は「イギリス製造業者がその製品を外国穀物と交換することを妨害することによつて、我々のライバルが我国市場での半額で食料を買うことを可能にしているのであります。我々請願者は、これは事態の始りにすぎないと確信していることを宣言するものであります。穀物等の食料輸入へのすべての保護関税の時を得た撤廃により対処しなければ、我々の工業を遂にはライバル国に追いやってしまうにちがいないのであります」。結論部分で請願書は、穀物法撤廃とともに、「自由貿易」という真理と平和の原理を、農・工いずれに關るものにしろ全面的に遂行する」ことを要求した。⁽⁸⁾

ここに示された自由貿易思想は、穀物法が諸外国工業の発展の原因であり、従つてその撤廃によりイギリスの産業的優位を維持しなければならないというアイデアを含み、かつその維持は既述のリカード的議論に拠つていて点で、ほぼ一八三五年のコブデンの自由貿易論に合致するものであったと言えよう。かくて、会議所は、コブデンの活躍により、二六年の「リカードの理論と政策の定着」を現実の穀物法撤廃にリンクさせたのである。また、農・工いずれの分野においても自由貿易を全面的に遂行することを求めた点も、機械輸出問題が最終的に決着がついていなかつた段階において、三七年十二月の請願書に統いて実際に機械輸出解禁へと進んだことを意味する。⁽¹⁰⁾

では、以上のようなコブデンの新たな自由貿易論が、ビジネスマンの自由貿易思想にどう反映していったのか。端的に言つて、一八三八年においては穀物法撤廃の最大の利点を貨銀カットを可能にすることであると看做していたビジネスマンも、四〇年代以降市場拡大—貿易量増大をその最大の利点と看做すようになり、貨銀カットのアイデアは次第に注目されなくなるのである。⁽¹⁷⁾ 三八年に会議所会頭に就任したスマス J.B. Smith⁽¹⁸⁾ は、すでに四〇年の「輸入関税調査特別委員会」において次のように証言している。食料価格と貨銀の関係について「貨銀率は食料の価格とともに上昇するのではなく、むしろ逆の関係にある。貨銀は常に食料価格の上昇とともに下落し、「貨銀率は労働への需要により決定される」と答え、関税撤廃の目的が貨銀カットにあるのか、との委員の問に対しても、「貿易の拡大である。食料価格は全く貨銀率には関係しないからである」と答えた。更に、「彼ら〔マンチエスターの製造業者〕は貨銀率の低下には全く関心を持つていないのですか。——全く持っておりません」「彼らの関心は資本への充用を見出すことですか。——その通りです」「できるだけ貿易を拡大することですか。——か。——その通りです」といった具合に委員とスマスとの問答は続いた。⁽¹⁹⁾ スミスの証言全体の基調も、穀物法が見返り貿易品の輸入を阻止しているため貿易の拡大を妨げているという点に置かれており、彼はひたすら外国貿易拡大策としての穀物法撤廃を求めていた。彼にとって、撤廃の最大の利点は、彼の主張の理論的整合性が余邊にあれ、イギリスの市場拡大—貿易量増大にあり、貨銀カット

陸のライバルとは競争しえないからである——という主旨のものであつた。これに対しては、「我々は十分あなたがたを理解しております。あなたがたの目的は労働者の貨銀をカットすることです」という返答しかなかった。「自由貿易の」議論を本当に基礎づけたのはコブデンであった。我々の自由貿易システムの父として彼と比べられるような人物はいないのである。⁽²⁰⁾ つまり、「リカードの理論と政策」を捨て去ることによって初めて初めて、彼らの自由貿易思想が社会的に受容されたものとなつたのである。

しかし、何故に、四〇年代においてコブデン自由貿易論の展開がみられたのか。「リカードの理論と政策」の欠落についてはそれなりの理論的根拠があった。そもそも、「利害調和論」は、コブデンが先鞭をつけたものではなく、一八三九年に出版されたウイルソン James Wilson のパンフレットで展開されたアイデアを彼がいちはやく取入れたものであった。⁽²¹⁾ また、コブデンは自らの理論の正当化に政治経済学 political economy の権威を借用していたけれども、当時の政治経済学の世界においてリカード的基本的諸概念は彼の死後急速に衰えてしまつており、コブデンがリカード的議論を否定しても彼の理論的立場を損なうこととはなかつたのである。⁽²²⁾ しかしながら、こうした理由は第二義的なものでしかない。より本來的な理由は、彼の運動論——戦略に求めねばなるまい。一八三五年のパンフレットにおいて彼はイギリスの産業的優位を維持するには自由貿易が絶対的に必要であることを看破し、その後その自由貿易の実現に向けてひたすら邁進したが、その過程で彼は幾多の抵抗に遭遇し、

では、このようにコブデン、ビジネスマンの自由貿易論・思想から「リカードの理論と政策」が排除されたことがどのような意味を持ったのか。次に紹介するグラッドストーン W.E. Gladstone の『自伝的断片 autobiographic fragment』はその意味を明瞭に物語っている。「ヴィラーズ Villers 氏の「一八三三年の下院での穀物法に関する」議論の本質的不健全さにショックを受けたことを思い出す。それは——現行穀物法の下では我々が依存している貿易は致命的である。というのは大陸のライバルが自然価格や自由貿易価格の食料により貨銀を支払うのに、我国の製造業者が保護貿易価格の食料により規制された貨銀を支払わねばならないとすれば、彼らは大

にあつたわけではなかつた。この証言では明らかに、リカード的議論が意図的に否定されていたのである。⁽¹⁹⁾ 更に「利害調和論」と平和主義について、織業資本家グレッグ W.R. Greg の次に紹介する『ウェストミンスター評論』に掲載された論文をもって確認しよう。彼は、すでに一八四二年の「穀物法論争」なる論文でリカード貨銀論を否定し、ビジネスマンは貨銀カットのために穀物法撤廃を要求しているとの非難に反駁していたが、⁽²⁰⁾ 四六年の「穀物法撤廃——その結果についての予想」なる論文では次のような自由貿易ユートピアの世界を描いている。保護関税の撤廃により国内外の市場が拡大し、「我国の全人民は、十分な雇用、潤沢な貨銀、りっぱな衣服、豊富な食料を得ることになろう」また「自由貿易は、外国との関係についても、国内に対してと同じくバラ色の影響を与えるであろう。……平和が恒久化するのである」と。

では、このようにコブデン、ビジネスマンの自由貿易論・思想から「リカードの理論と政策」が排除されたことがどのような意味を持ったのか。次に紹介するグラッドストーン W.E. Gladstone の『自伝的断片 autobiographic fragment』はその意味を明瞭に物語っている。「ヴィラーズ Villers 氏の「一八三三年の下院での穀物法に関する」議論の本質的不健全さにショックを受けたことを思い出す。それは——現行穀物法の下では我々が依存している貿易は致命的である。というのは大陸のライバルが自然価格や自由貿易価格の食料により貨銀を支払うのに、我国の製造業者が保護貿易価格の食料により規制された貨銀を支払わねばならないとすれば、彼らは大

たのである。

ジネスマンの場合も、自由貿易による市場拡大—貿易量増大は、イギリスの産業的優位の維持、農工の国際分業の恒久化を意味していた。この点はコブデンなどより率直に述べられてゐる。再びスミスの証言を見よ。彼によれば、大陸諸国の工業化は穀物法のせいであつて、現行体制が続けば大陸の工業化は一層進み、我々の大陸諸国への工業製品の輸出は更に減少するであらう。しかし、工業に関しては大陸諸国に対し我国の優位は絶対的である。従つて、「もし彼らが彼らの本来の生産物 natural productions の生産において人口を雇用されば、彼らは工業生産には全く関心を持たないであらう。我々が工業製品と交換に彼らの生産物を輸入すれば、彼らはそうであるのである」。また、先に見たグレックの自由貿易ヨーロッパの世界も、やはりイギリスの産業的優位の維持を前提とする世界である。彼は言う、保護貿易政策の撤廃は、「」れいの国々〔ドイツ、ブラジル、アメリカ——これらの国々は我々の保護貿易政策により見返り貿易品を拒否され、我国との貿易を大いに妨害され始めた〕の支払ふと送金の手段を大いに増大させるであらう。……「ヨシトマリカに対するは、それだけではなく、競争者を雇客に変えねぐべ強力に作用するであらう」⁽²²⁾。

註(一) *The Political Writings of Richard Cobden*, Vol. I, 1903 (Garland Library of War and Peace, New York, 1973) pp. 107, 109, 112-113, 116-117.

(23) 中井、前掲論文、五〇頁、参照。

(24) Cf. L. Brown, "The Chartist and the Anti-Corn Law League", *Chartist Studies*, ed., A. Briggs, London, 1959, p. 346.

(25) F. W. Hirst (ed.), *Free Trade and Other Fundamental Doctrines of the Manchester School*, London, 1903, p. 139.

(26) Redford, *op. cit.*, pp. 154-5.

(27) Cf. *Ibid.*; Grampp, *op. cit.*, pp. 52-56.

(28) いの願請書⁽²³⁾ F. W. Hirst, *op. cit.*, pp. 139-42 に全文取録される。

(29) この三八年の特別総会での論争で、ジネスマンは貨銀カットが穀物法撤廃の最大の利点であると考えておらず、コブデンは外國工業の競争力は食料の低価格による低賃銀に依存す。

(30) 同願請書は、自由貿易の原理が、「農・工・商業に於いて十分に確立されねば」如何を要請してゐた。Redford, *op. cit.*, p. 154. 但し、上のした要請が禁輸法撤廃に向ひてのやの

であつたなどと記載のでは全くな。あくまでも農業保護撤廃に向けてのものであつたが、実質的に、禁輸法撤廃を意味するところはなぬと思ふばかりだ。

(31) 北野大声、前掲書、四五三一六四頁。

(12) Grampp, *op. cit.*, p. 100.

(13) J. E. Thorold Rogers (ed.), *Speeches on Questions of Public Policy by Richard Cobden*, (「」—Speeches by Cobden) New York, reprint 1970, pp. 2-4; cf. Blaug, *op. cit.*, p. 206.

(14) Cf. Semmel, *op. cit.*, p. 164; Blaug, *op. cit.*, p. 206.

(15) Cf. Blaug, *op. cit.*, p. 204; S. Gordon, "The London Economist and the High Tide of Laissez Faire", *The Journal of Political Economy*, LXIII, 1955, pp. 464-66,

486.
(16) Cf. *Speeches by Cobden*, pp. 49-57 (19 Oct. 1843), 69-88 (12 Mar. 1844), 133-46 (13 Mar. 1845).

(17) Grampp, *op. cit.*, pp. 108-110.

(18) *Report from the Select Committee on Import Duties (「」—Report on I. D.)*, V, 1840, B. P. P. pp. 166-69 (Q. 2123, 2171-74).

(19) 「中國出港」一八四一年以後「アーチ・スター商業會議所主流派および反穀物法同盟の意見は「」カルバ（ムーア、ナッシュ、チャーチ、チャーチルなど）によって議論が反映された」。この見解は「外國貿易拡大策としての穀物法撤廃」、「イギリス工業の国際競争力強化策としての穀物法撤廃」、「恐懼対策としての穀物法撤廃」などに要約されると知られる。これが「長い長い長い」ではスミスの証言を見れば會議所の意

イギリス自由貿易思想の展開 一八一〇—一八四六年（東田）

者として称賛したい」とおせ記す。²⁵ (The Speeches of Sir Robert Peel, Vol. IV, London, 1853, p. 716)°

(23) J. Wilson, *Influences of the Corn Laws*, 1839; cf.

Blaug, *op. cit.*, p. 204; S. Gordon, *op. cit.*, p. 486.

(24) Blaug, *op. cit.*, p. 233; R. L. Meek, "The Decline of Ricardian Economics in England", *Economica*, 1959 ("—ク『イギリス古典経済学』、吉田洋一訳、一九七六年、110—111頁)。

(25) 確かに「ゼンヌン」の註(→)で見たように、マハチャムスター学派の撤廃キャンペーンは、当時の経済学から、その理論と直接関係はないかったと言えど。しかし、にわかにわがロバーツンらの主張も政治経済学 political economy の名において正当化されたのである。例えば、ロバーツンは、穀物法撤廃が決定された一八四六年の議会で政治経済学を「精密科学 exact sciences」と言い換へ、保護貿易論者が撤廃に同意し得たのだ、彼らの科学を理解する能力を欠如しているからだ。井脇つじふみ。The Battle for Native Industry. The Debate upon the Corn Laws, in Session 1846. Printed by permission from "Hansard's Parliamentary Debates", in two volumes (→ The Debate upon the Corn Laws), Vol. I, p. 590 (27 Feb. 1846) やがて、Bishop of Oxford フレデリック・ジョンソンの著書の撤廃を支持して(→ *Ibid.*, Vol. II, p. 657, 12 Jun. 1846)、この意味で、その内容はいかが

（26）ロバーツンは反穀物法同盟のあらがシネスマンに語った、「マンチエスターは穀物法の撤廃に成功しないであらう。しかし、それを国民的問題 national question にやあやえすれば、我々は成功であるであらう。それ故に、これが製造業者、あるいは綿紡績業者の問題にすりかぶらぬせてはならぬ」のやう。Grampp, *op. cit.*, p. 111.

(27) Blaug, *op. cit.*, p. 209.

(28) ロバーツンは一八四一年九月、反穀物法同盟の集会で、同盟と労働者の対立は「明らかに貨銀についての論争に起因する」とのスピーチを行い、同盟に貨銀を説明するパンフレットを作成し、それをよるキャラベーナを展開するよう指示した。L. Brown, *op. cit.*, p. 367.

(29) *Speeches by Cobden*, p. 187 (15 Jan. 1846).

(30) この点で興味深るのは彼の一八四〇年十月二十一日付のノック閣税同盟 Zollverein についてのドイツからの報告である。彼によれば、同盟に加盟してくる国々は、ザクセンを除きほとんどが農業国（例えば、プロシアでは農業人口と製造業従事者との人口比は五対一である）であり、現行の工業製品への高率保護関税はザクセン一国を益するのみである。従って、イギリスが穀物法を撤廃し、ドイツから穀物を輸入するならばドイツの保護関税は削減され、イギリスの工業製品を

より大量に輸出しえる。これはドイツにとり利益にならないから、穀物法を撤廃せねば必ずや実現すると言ふ。かかる論議は、明らかにドイツは工業国ではなく穀物輸出國たるところが本来の姿だと言う仮定の上でしか成立しないのである。このよくな一方的な仮定に強く反発したのがF.・リストや、あいだりんは周知の通りである。R. Cobden, *The Prussian Zollverein in 1840* (F. W. Hirst, *op. cit.*, pp. 447-452)

リストの自由貿易論の中は、以上のよくな認識が必要であるばかりと表明されていないのは、このよくな認識が、当該期にはきわめてポピュラーなものであり、「平和主義者」ロブランがあえて強調するとはなかったためだと言えよ。

(31) Report on I. D., pp. 160, 163, 165, (Q. 2034, 2036, 2072, 2102)

(32) Westminster Review, Vol. XLVI, No. 1, 1847, p. 127.

III' 政策主体=地主階級の自由貿易思想

結論を先取りして言えば、当該期の政策主体にとつての課題は、伝統的政治体制と共存しる自由貿易思想を提示するにいたが、それは遂に穀物法撤廃を断行したピール派 Peelites の「工業立国下地主支配」なるヴィジョンにより提供された。首相ピールが穀物法撤廃を決意した時、彼は全面的な自由貿易体制(農業部門)を例

イギリス自由貿易思想の展開、一八一〇——一八四六年（東田）

外としないという意味で)の確立と地主階級の政治体制の維持を両立させねばならないし、実際上それは可能であるとの確信を持っていた。詰うまでもなく、地主階級の政治体制は農業利害を主たる支撑基盤とするものであり、それが「反穀物法同盟」に対抗して「反同盟 Anti-League」として自らを組織し、穀物法撤廃反対の意志を明確にして、地主政府にとり撤廃は可能ならば避けるのが賢明であった。しかし、工業化が進展する状況下にあって、それはやはり不可能であった。ピールは頑迷なトリー党員、クローカー Croker への書簡で言ひ、「もしあなたが新しい社会を構築しなければならないとしたら、あなたは道徳的・社会的理由から綿業の工場よりも穀物畠を、国民が製造業に従事するよりも農業に従事する方を好むでしょう。しかし、我々の運命は定まっている。我々はそれを変えることはできない。我々は退却しないのです」。そこで、ピールらは工業部門を国民経済の基軸とすべきであるとの見地に立つ、工業の繁栄を自らの繁栄の前提としうる農業を基盤とする政治体制を構想するに由つての二律背反的状況を乗り切らうとしたのである。そして、かかる構想に基づいて「世界の工場」たるイギリスにとり自由貿易は繁栄の必須条件であるとして撤廃を決定したわけである。筆者は、このよくな国民経済と政治権力のあり様に、(→)のピール派のヴィジョンを拙稿において「工業立国下地主支配」と呼んだのである。これに対し、穀物法撤廃にあくまでも反対した保護貿易論者のそれを「農業立国下地主支配」と呼んだのであるが、ピールの判断ではこのよくな「穀物への制限を統ける」と

地主貴族 territorial aristocracy の権威を維持しようとする試みは成功しないどころか、却って伝統的支配体制を危くするものであつた。⁽⁶⁾

我々は、ここに、自由貿易政策を展開していくも、伝統自由党の保守のためにそれを見限るを得なかつた一八二〇年代におけるリベラル・トーリー Liberal Toryとの相違をはつきりと見ることができる。ハスキソンが起草し、彼らリベラル・トーリーの自由貿易政策の重要な基礎となつた一八二一年の「農業不況にに関するイギリス下院委員会報告書」^(?)を見ておこう。「報告書」は言う、「諸国家間の通商に関して、健全であり眞実であるということが現在ではあまねく承認されているの自由貿易の一般的諸原則を、外国穀物の自由な交易を支持するために主張することは、これをさしつかえたい」と。その理由は、第一に、食料ができるだけ自給することが重要だからであり、第二に、本委員会が地主階級に「彼らが長きにわたつて享受してきており、またきわめて有益に行使してきたところの勢力、地位、権勢を残しておくことを現在でも心からねがう」からである。⁽⁸⁾ リベラル・トーリーは二度にわたり（一八二二年、二八年）穀物法を改正したものの、結局その廢止は全く問題にならなかつた。⁽⁹⁾

このピール派とリベラル・トリーとの相違は、当然農業そのものの政策的位置づけに対しても存在した。ピールは、穀物法撤廃という新事態にイギリス農業を適応させるためにハイ・ファーミング high-farming を普及させる手段を講じ、また撤廃により国内農業

う理解していたかである。その前に、ピールもリカードの貨銀論を否定していたことを確認しておこう。四六年五月の議会でのスピーチの中で、彼は、「貨銀率が直接的に食料の価格によって変動するとは信じられない」ことが撤廃を決意した一つの原因であると述べていた。⁽¹⁵⁾

争においてピールは、産業的優位を維持するための鍵をイギリスが独占しておかねばならないというトレンズの主張に賛成していた。ところが、四六年には、すでに「鉄と石炭」製造業の力は、工業での激しい競争において、すべてのライバルに対し我々に有利さを与えている⁽¹⁶⁾。故に、我国は「生産物の自由な交換によって利益を得る人々の中の首位」の座にある、と断言するに至っている。これはイギリスの産業的優位を維持するには自由貿易によるべきだとの発想に基づくものである。言うまでもなく、かかる発想から導かれる世界経済像は農工の国際分業の構図に他ならない。この点を、ドイツ歴史学派経済学の先駆者たるリスト F. List の『英独同盟論』に対するピールの返答により確認しておこう。彼は同盟構想には同意しつつも、その方法についてリストと完全に見解を異にするとして次のように反論を展開している。リストは、両国の同盟はドイツ国民の富裕化に基づく両国間の友交関係の推進を前提とすることによって

可能となり、そのためイギリス工業製品に対するドイツの高率関税の維持をイギリスは黙認する必要があると主張する。それに応えてピールは、「かかる見解は完全に誤りであり、ドイツにもイギリス

イギリス自由貿易思想の展開、一八二〇—一八四六年（東田）

にも有効で、かつ両国の親密な同盟にも阻止的要因となる」と前置きし、「私は逆に次のように考へてゐる。ドイツ人民は彼ら自身の生産物と交換にイギリス工業製品に接近することにより富裕になるのであり、かかる自由な接近を拒否することで得られる善意はドイツのものではなく、イギリス工業と競争している製造業に利害関係を持つか、もしくは両大国の通商関係を規定すべき原理に関して誤れる印象の下で行動しているか、いずれかの比較的少人数の人々のものでしかない」と反論している。⁽¹⁷⁾両国の同盟は現行保護関税の削減を基礎とすべきであったのである。

が大打撃を被るほどの外国穀物の大量輸入もないとあらうという見通しも持っていた。⁽¹⁾しかし、彼のヴィジョンは明らかに農業に犠牲を強いるものであった。彼自身農業にある程度の犠牲が出ることは覚悟していたし、⁽²⁾事実、農・工を穀物法撤廃で政策上同等の地位に置くことは実質的には明らかに農業部門の切捨てを意味した。ハスキソンは、一八二五年に議会において「第一に、我々はすべての他の国々よりも安く製造しうるが、すべての他の国々は我々よりも穀物を安く生産しうる。第二に、我々は年に三〇〇〇万もの大量の綿製品を輸出しているが、三〇〇万ルーブルの穀物さえ輸出していない。⁽³⁾更に、大陸には綿製品の蓄積などないが、穀物の蓄積は存在する」⁽⁴⁾ので、農・工には単純に同一の政策を適用しえないとして、農業への保護政策を正当化していたのである。そして、保護貿易論者も四年の議会において、穀物法の擁護に当り同じ論理を用いていた。⁽⁵⁾しかし、ピールは、かかる農・工の差異を知りつつも、彼のヴィジョン実現のためにあえて両者を政策的に同等の地位に置くという形式的平等の論理で撤廃を正当化したのである。⁽⁶⁾

かくて、ピールにとつての最大の関心事は工業化により生じた新しい諸状況にいかに伝統的政治体制を適応させ維持していくかにあつたのであり、その意味で、彼の場合自由貿易政策は、「世界の工場」たるイギリスの繁栄の下で地主階級の政治体制の維持を図るという権力構想の中に包摂されていたのである。

では、彼の自由貿易思想の具体的な内容はどんなものだったであろうか。彼が自由貿易による「世界の工場」たるイギリスの繁栄をどう

註(1) 本章に関連して、拙稿「穀物法撤廃の政治過程」、『史学研究』一三二号、一九七六年、を参照されたい。

- (a) 「反亜羅」 じぐらわざ M. Lawson-Tancerd, "The Anti-League and the Corn Law Crisis of 1846", *Historical Journal*, III, 1960 稲原。
- (b) L. J. Jennings (ed.), *The Croker Papers*, London, 1885, reprint 1972, Vol. II, p. 381 (27 Jul. 1842)
- (c) (d) リボルの懸念じごんと詳細じごん 証拠稿參照。
- (e) *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. II, p. 24 (4 May 1846); cf. C. S. Parker (ed.), *Sir Robert Peel. From His Private Papers*, London, 1899, Vol. III, p. 472 (Peel to Lord Hordings, 24 Sept. 1846)
- (f) 本稿の史論意義じりふねい B. Hilton, *Corn, Cash, Commerce: The Economic Policies of the Tory Government* 1815-1830, Oxford, 1977, pp. 98-126 稲原。
- (g) *Report from the Select Committee, to whom the several petitions complaining of the depressed state of the Agriculture of the United Kingdom, were referred*, B.P.P., IX, p. 18 (半利健〔「農業不況に関するイギリス下院委員会報告書〕」『商学論集』三五卷三号、一九六六年、111K-17頁、但し、訳文は必ずしも同一ではない)。
- (h) 但し、ハスキンは最晩年に穀物法撤廃の可能性を述べた。しかし、これをもってハスキン、更にはリバード・メーリーの敵対とは言えない。 *The Speeches of William Huskisson*, London, 1831, Vol. III, p. 555 (25 Mar. 1830)

の名により正当化した上で、調和論的ヴュールで包み、ナショナル・インタレスト実現の輝かしい手段として、更にはインター・ナショナルな色彩さえ添えて提示したのが、四〇年代のコブデン自由貿易論であった。他方、政策主体＝地主階級は、もっぱら体制維持の道具として、従つてコブデン的自由貿易論により粉飾されたナショナル・インタレスト実現が体制の安泰を保障するものと考え、自らの権力構想の中に自由貿易を全面的に包摶するに至った。それ故、自由貿易政策実現の画期たる穀物法撤廃は、政治権力のシフトとは無関係に、むしろその推進主体と政策主体との双方の異なる期待を抱いて、ナショナル・インタレストの実現手段として遂行されたのである。

ところで、「アーテンの生まれながらの経済政策」として自由貿易が定着し、自由貿易は一種の経済風土化してゆくのである。穀物法撤廃をもつて、政治経済学の勝利という場合も、かかる文脈において解わねばならないである。

さて、我々は、本稿においてリカード的議論が、コブデン、ビジネスマン、地主階級、それぞれの自由貿易思想の中から排除されてゆくのを見てきた。しかし、これらの自由貿易思想は、ある意味でははははだりカード的なものであり、しかもその点にこそ三者の共通性、つまり三者それぞれの自由貿易思想で説くナショナル・インタレストの実体が見出せるとこ事実にも言及しておかねばならない。その点では、言うまでもなく、農工の国際分業論である。そして、この理論は、既述のようリカードの諸概念が次々と政治経済

- (10) 前掲拙稿、六九—七〇頁。
- (11) 例えば、アイルランド農業が粗鄙被鄙が如くのやせだんふと考へたい。 *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. I, p. 105 (27 Jan. 1846)
- (12) *The Speeches of W. Huskisson*, Vol. II, p. 397 (28 Apr. 1825)
- (13) 例えば、P. Miles が、農業に比較して工業は圧倒的に優位であるので、前者の回の原理を適用するのを疑問であるといふ。 *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. I, p. 149 (9 Feb. 1846)
- (14) 一八四六年一月一日のベリーハウス。 *Ibid.*, pp. 87-133.
- (15) *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. II, p. 345 (14 May 1846); *Memoirs by Sir Robert Peel*, London, 1857 (reprint 1969), Part III, p. 102.
- (16) *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. I, p. 345 (16 Feb. 1846) 証拠稿、七〇頁。
- (17) F. List, *Werde*, Bd. 7, Berlin, 1933, S. 527.
- (18) *Ibid.*, S. 524-26.

結語

シニセスマンの自由貿易思想の展開は、彼の当該段階での経済的利害を貫徹せしめる最適の手段として自由貿易を認知するプロセスであった。その経済的利害最優先の自由貿易思想を、政治経済学

の世界で否定された中で、なお強い影響力を持ち続け、その影響力は「穀物法撤廃においてクライマックスに達した」のである。もちろん、他の諸概念がすでに拒否されていた以上、四〇年代国際分業論が、厳密な意味でリカードの国際分業論と言えるかどうかは疑わしく、またリカード理論を前提とする意識されていたかどうかも不明であるが、いずれにしても、リカード的国際分業論を、上述三者の自由貿易思想の中に見出しつゝも否定しないであろう。ナショナル・インタレストの実現手段としての自由貿易の利点としては、市場拡大—貿易量の増大が強調されたが、それが実現される世界は「世界の工場」たるイギリスの地位を恒久化する農工の国際分業が貫徹される世界経済の姿に他ならない。要するに、イギリス自由貿易思想は、意図的にリカードから離れようとしたがゆゑ、その世界経済像に関しては限りなくリカード的理念を存続しつゝ展開しきたったものと言えよう。

註(1) 次の諸研究は、経済理論と経済政策との関係を研究する時、経済理論の普及と俗流化、あるいは経済理論の普及された手段と社会に受容された形、についての分析の必要性を強調している。本稿は、自由貿易政策に関する重要な課題に多少なりとも応えたのではないかと考へる。A. W. Coats, (ed.), *The Classical Economists and Economic Policy*, London, 1971, pp. 1-32; A. J. Taylor, *Laissez-faire and State Intervention in Nineteenth-century Britain*, London,

1972, pp. 14-15.

(2) F. W. Fetter, "The Rise and Decline of Ricardian Economics" *History of Political Economy*, 1969, Vol. I, pp. 75-76.

うのが事実に近いのではあるまいか。更に、国家権力の存在型態の相違をも考えるならば、「自由貿易帝国主義」を論じる場合、少くとも欧米世界と周辺部世界とを区別すべきである。

(3) かかる世界経済像の問題は、「自由貿易帝国主義」論との関連を想起せんがましれないが、その点を含めてかかる世界経済像については、「イギリス自由貿易論者の世界経済像」とでも題する別稿を用意したいと考えている。ただ次の点だけは一言しておこう。本稿でみてきたイギリス自由貿易思想は、急激に工業化しつつあった欧米を強く意識し、欧米の工業を破壊、もしくは、その発展を阻止したいという願望を内包するものではあつたけれども、毛利健三氏のようだ、「イギリス自由貿易主義は、(とくに十九世紀前半には) アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ等の周辺部世界にとってだけではなく、欧米の後進資本主義国にたいしても『帝国主義』的性格をもつて君臨する客観的基礎が存在した」(『自由貿易帝国主義』)にちて、「『経済学論集』四五巻四号、七四頁)と言えるかどうかは疑問であるところであ。³⁷⁾ C. P. Kindleberger ("The Rise of Free Trade in Western Europe, 1820-1875" *Journal of Economic History*, XXXV, 1975, pp. 35-36) の指摘する如く、110年代などから、四〇年代ば、自由貿易は大陸での工業の前進を阻ひやく、あるいはその発展を停止せんなど不可能であった、といふ

正 説 表

〔一四八号、下向井氏論説〕

七頁上段二〇行、二度目を訴状を一度目の……

七頁下段一九行、左宰相中将能実→中將宗能→

一一一頁下段註(37)、富田正弘「口宣案の成立……」→

「口宣・口宣案の成立……」

〔一四九号、勝部氏論説〕

四四頁上段二二行、Jammerhöhlen→Jammerhöhlen

四八頁第一八表、第六大銀行(一九一〇年銘柄)→

第六六銀行